

# 子ども医療費助成制度をご存知ですか？

北杜市に住所を有する子どもを養育している保護者の方に、子どもの通院や入院の際にかかった医療費（入院時食事代を含む）の自己負担分を助成します。

## 助成対象者

北杜市に住所を有する保護者で、市内に0歳から18歳までの子どもが在住する方が対象です。

※ 満18歳到達後の最初の3月31日まで

《注意》 次に該当する方は対象外となります。

- 生活保護を受けている方
- 北杜市重度心身障害者医療費助成制度の対象となる方
- 北杜市ひとり親家庭医療費助成制度の対象となる方



## 助成を受けるには？

まず受給資格の登録手続きが必要です。

受付は、子育て応援課・ほくとっこ元気課・各総合支所の地域市民課で行っています。

【必要書類】 ■子ども医療費助成金受給資格登録申請書

□対象児童の健康保険証 □保護者名義の通帳またはキャッシュカードの写し

※ 「■」：市役所に備えられている様式 「□」：申請者をご用意・ご持参いただくもの

登録完了後、窓口にて「子ども医療費受給者証」を交付します。

医療機関等にかかるとき、窓口で保険証と子ども医療受給者証を提示すると、窓口無料となります。

※ 病院や加入保険によっては、窓口無料とならない場合があります。

## 医療機関の窓口で自己負担分が無料とならない場合

以下の場合は、窓口で無料となりません。

- 子ども医療費受給者証を提示しない場合
- 受給者証の記載と健康保険証の記載に相違がある場合
- 山梨県外の医療機関等を受診した場合
- はり(鍼)・きゅう(灸)・整体等を受診した場合
- 保険外併用療養費・療養費・家族療養費・特別療養費の支給対象となる療養を受けた場合
- 加入している保険が国保組合(山梨県医師国民健康保険組合・全国歯科医師国保組合・全国土木建築国保組合・中央建設国保組合を除く)の場合

入院時食事代の自己負担分は窓口無料となりません。助成を受けるには申請が必要です。



助成の対象となる自己負担分は償還払いの手続き（助成金の請求）をすると助成金が支給されます。

## 償還払いの手続き

償還払いは、一旦病院で医療費の支払いを済ませ、後日市役所に助成金を請求していただく方法です。

助成金は、申請日の属する月の翌々月10日（土日祝日にあたる場合は前営業日）に指定の口座にお振り込みいたします。（例）4月中に請求書を提出した場合、6月10日に支給します。

【必要書類】 ■子ども医療費助成金請求書

□医療機関等の領収書

□保険者からの支払通知書(療養費が発生した場合・窓口で全額自己負担した場合)

□医師の意見書または診断書の写し(補装具等を購入した場合)

【請求の有効期間】 診療月から2年間

## 助成を受けるにあたっての注意点

以下の場合等は資格変更の届出が必要です。

- 加入している医療保険が変わったとき
- 健康保険証の記載内容が変わったとき
- 住所・氏名が変わったとき
- 登録している口座を変更したいとき



古い情報が記載された受給者証は使用できません。窓口で回収させていただきます。

【必要書類】 加入保険の変更 : 新しい健康保険証 今まで使用していた受給者証  
住所・氏名の変更 : 今まで使用していた受給者証  
登録口座の変更 : 新しい口座の通帳またはキャッシュカードの写し

## 助成の対象となる費用

助成は、保険診療の範囲内でかかった医療費の自己負担分が対象です。保険適用とならない費用（健康診断・予防接種・薬の容器代等）は助成の対象となりません。

また、何らかの事情により全額自己負担した場合や窓口で高額な医療費を支払った場合は、まず加入している保険者へ療養費の支給申請をしてください。その後、手続きをしていただくことで償還払いされます。

【窓口無料となる場合】 ※ 未就学児の場合は、8割を保険者が、2割を市が負担します。

保険者負担分（保険適用の7割）

7割は加入している健康保険から病院へ支払われます

自己負担分（保険適用の3割）

3割は市から病院へ支払われます

【窓口で高額な医療費を支払った場合】

保険者負担分（保険適用の7割）

医療費の自己負担分が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。保険者へ療養費の請求をした後で市へ助成金の請求を行ってください（療養費が支払われたことが確認できる書類の添付が必要です）。

窓口支払分（保険適用の3割）

高額療養費

保険者が支給します

自己負担分

市が助成します

## ジェネリック医薬品の活用を推進しています

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）と同等の有効成分・効果があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

市が支払う医療費は、皆さまが納めた税金から成り立っています。医療費が増え続けていくと福祉医療制度の維持が難しくなります。限られた財源を有効に活用できるように、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

## 申請書類受付窓口

「本庁舎 子育て応援課（本館⑧番窓口）」「各総合支所 地域市民課」「北杜市保健センター ほくとこ元気課」

## お問い合わせ先 ・ 申請書類郵送先

北杜市役所 福祉部 子育て応援課 少子化対策担当

住所：〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田 961 番地 1

電話：0551-42-1332

FAX：0551-42-1125

申請は、郵送でも受け付けております。

